

防衛特別法人税に関する省令の一部を改正する省令新旧対照表

改正後

改正前

(法令の規定による整理手続によらない負債整理計画の決定等)

第六条 防衛特別法人税に関する政令（以下「令」という。）第十八条第二項第四号に規定する財務省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一・二 省 略

2 省 略

(申告書の書式の特例)

第八条 省 略

2 国税庁長官が法人税法施行規則（昭和四十年大蔵省令第十二号）第七十条の規定により同令別表一から別表二十三までの各表の書式に別表一から別表四までの各表の書式に準じて当該各表に定める事項の全部又は一部の記載欄を付記した場合には、第二条第二項、第三条第二項又は第四条第二項の規定により当該各表の書式によらなければならないこととされている記載事項の記載については、当該書式に代え、当該記載欄が設けられた同令別表一から別表二十三までの各表の書式によることができる。

別表一、別表四 省 略

附 則

1 この省令は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 別表四の記載要領第四号(5)の改正規定 令和十年一月一日

二 第六条第一項の改正規定 円滑な事業再生を図るための事業者の金融機関等に対する債務の調整の手続等に関する法律（令和七年法律第六十七号）の施行の日

2 改正後の防衛特別法人税に関する省令別表一から別表二付表一までの書式は、法人（我が国の防衛力の抜本的な強化等のために必要な財源の確保に関する特別措置法第六条第三号に規定する人格のない社団等を含む。）

(法令の規定による整理手続によらない負債整理計画の決定等)

第六条 防衛特別法人税に関する政令（以下「令」という。）第十八条第二項第三号に規定する財務省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一・二 同 上

2 同 上

(申告書の書式の特例)

第八条 同 上

2 国税庁長官が法人税法施行規則（昭和四十年大蔵省令第十二号）第七十条の規定により同令別表一から別表二十一までの各表の書式に別表一から別表四までの各表の書式に準じて当該各表に定める事項の全部又は一部の記載欄を付記した場合には、第二条第二項、第三条第二項又は第四条第二項の規定により当該各表の書式によらなければならないこととされている記載事項の記載については、当該書式に代え、当該記載欄が設けられた同令別表一から別表二十一までの各表の書式によることができる。

の令和八年四月一日以後に終了する同法第十一条に規定する課税事業年度の同法第十条に規定する基準法人税額に対する防衛特別法人税について適用する。

---